

津山圏域資源循環施設組合議会 11月定例会 会議録目次

津山圏域資源循環施設組合定例会の招集について	1
議案の送付について	3
組合議会運営予定表	4
議事日程	5
会議に付した事件	6
出席・欠席議員	6
出席した説明員	6
出席した事務局職員	6

第1号（11月12日）

開会宣言	7
日程第1 会議録署名議員の指名	7
日程第2 会期の決定	7
日程第3 議案第1号～議案第3号一括上程	7
日程第4 議案質疑及び一般質問	10
日程第5 議案第4号上程	33
閉会宣言	34
会議録署名議員	34
発言通告一覧表	35

津資組第 513号
平成24年11月5日

津山圏域資源循環施設組合議会議員 殿

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮地 昭範

津山圏域資源循環施設組合議会11月定例会の招集について

このことについて、別紙津山圏域資源循環施設組合告示第8号の写しを添えてお知らせします。

津山圏域資源循環施設組合告示第8号

平成24年11月5日

平成24年11月12日（月曜日）午前11時、津山圏域資源循環施設組合
議会11月定例会を津山市役所議場に招集する。

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮 地 昭 範

津資組第 515 号
平成24年11月5日

津山圏域資源循環施設組合議会議員 殿

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮地 昭範

議案の送付について

津山圏域資源循環施設組合議会 11 月定例会に提出する議案を、別添のとおり送付します。

記

- 議案第 1 号 平成 23 年度津山圏域資源循環施設組合会計歳入歳出決算
- 議案第 2 号 津山圏域資源循環施設組合一般廃棄物処理施設設置条例
- 議案第 3 号 工事請負契約について

平成 24 年 11 月 12 日

1 1 月定例組合議会運営予定表

月 日	曜	会 議	備 考
11 月 12 日	月	全員協議会（午前 10 時） ・ 次第 1 開会 ・ 次第 2 管理者あいさつ ・ 次第 3 協議事項 （1）議事日程について ・ 次第 4 報告・説明事項 （1）経過報告 （2）11 月定例会提出議案について	
		本会議開会（午前 11 時） ・ 日程第 1 会議録署名議員の指名 ・ 日程第 2 会期の決定 ・ 日程第 3 議案上程 管理者の提案理由の説明 ・ 日程第 4 質疑及び一般質問 採決 ・ 日程第 5 追加議案上程 管理者の提案理由の説明 採決 閉会	

平成24年11月津山圏域資源循環施設組合議会定例会議事日程

(第1号)

平成24年11月12日(月) 午前11時開議

- | | |
|-------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第1号 平成23年度津山圏域資源循環施設組合会計歳入歳出
決算 |
| | 議案第2号 津山圏域資源循環施設組合一般廃棄物処理施設設置条
例 |
| | 議案第3号 工事請負契約について |
| 日程第 4 | 議案質疑及び一般質問
採決 |
| 日程第 5 | 議案第4号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について
採決 |

本日の会議に付した事件

日程番号	会議に付した事件
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	議案第 1 号～議案第 3 号 一括上程
第 4	議案質疑及び一般質問
第 5	議案第 4 号 上程

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退	議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退
1	岡 安 謙 典	出席		9	浦 矢 薫	出席	
2	安 東 伸 昭	〃		10	日 並 克 己	〃	
3	近 藤 吉 一 郎	〃		11	岡 本 良 市	〃	
4	末 永 弘 之	〃		12	福 田 弘	〃	
5	津 本 憲 一	欠席		13	井 戸 賢 一	〃	
6	西 野 修 平	出席		14	鷹 取 渡	〃	
7	松 本 義 隆	〃		15	日 神 山 定 茂	〃	
8	村 田 隆 男	〃		16	三 船 勝 之	〃	

説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
管 理 者	宮 地 昭 範	会 計 管 理 者	野 上 二 郎
副 管 理 者	山 崎 親 男	事 務 局 長	上 田 輝 昭
〃	水 嶋 淳 治	事 務 局 次 長	河 島 邦 生
〃	花 房 昭 夫	事 務 局 次 長	甲 田 勉
〃	定 本 一 友	事 務 局 次 長	平 井 清 治
〃	大 下 順 正	総 務 課 参 事	山 本 倫 史
監 査 委 員	中 尾 義 明	施 設 課 参 事	永 禮 治
監 査 事 務 局 長	米 井 章 憲		

職務のため出席した事務局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
総 務 課 主 幹	立 石 克 之	施 設 課 主 幹	松 原 寿 治
総 務 課 主 幹	杉 山 義 和	施 設 課 主 幹	内 田 充
総 務 課 主 幹	平 井 良 幸	施 設 課 主 査	松 本 博 巳
総 務 課 主 査	金 田 真 由 美	施 設 課 主 任	松 岡 誠 志
総 務 課 主 査	間 山 秀 樹		

会議場所 津山市役所 議場

平成 24 年度津山圏域資源循環施設組合 11 月定例会議事録

(開会

開会宣言 午前 11 時 5 分)

●議長（松本義隆氏）

ご着席を願います。本日、平成 24 年 11 月津山圏域資源循環施設組合議会定例会が招集されましたところ、皆様方におかれましては御多用のところご参集をいただき、大変ご苦労様です。ただ今の出席議員は 15 名であります。欠席届が 5 番 津本憲一君から出ております。定足数に達しておりますので、これより平成 24 年 11 月津山圏域資源循環施設組合議会定例会を開催いたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

●議長（松本義隆氏）

日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 27 条の規定によって、4 番 末永弘之議員、13 番 井戸賢一議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

●議長（松本義隆氏）

日程第 2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日としたいと思っております。これに、御異議ございませんか。

[承認 「異議なし」と呼ぶ者あり]

●議長（松本義隆氏）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 3 議案第 1 号～議案第 3 号一括上程

●議長（松本義隆氏）

この際、報告をいたします。平成 23 年度津山圏域資源循環施設組合繰越明許費繰越計算書が送付されておりますので、ご覧いただきますようお願いをいたします。

それでは、日程第 3 に入り、議案第 1 号「平成 23 年度津山圏域資源循環施設組合会計歳入歳出決算」、議案第 2 号「津山圏域資源循環施設組合一般廃棄物処理施設設置条例」、議案第 3 号「工事請負契約について」を一括上程し、議題といたします。この際、管理者の提案理由の説明を求めます。

△管理者（宮地昭範氏）

議長。

●議長（松本義隆氏）

宮地管理者、登壇。

△管理者（宮地昭範氏）[登壇]

おはようございます。本日、ここに平成 24 年 11 月津山圏域資源循環施設組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、ただいま上程されました議案について、ご説明申し上げます。

議案第 1 号「平成 23 年度津山圏域資源循環施設組合会計歳入歳出決算」についてご説明申し上げます。本案は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、平成 23 年度津山圏域資源循環施設組合会計歳入歳出決算の認定を求めるものでございます。

それでは、平成 23 年度の決算概要につきまして、ご説明を申し上げます。

予算総額は、4 億 946 万 9,000 円でございます。これに対する決算額は、歳入 3 億 8,072 万 7,128 円、歳出 2 億 8,442 万 5,409 円ございまして、歳入歳出差し引き額 9,630 万 1,719 円を平成 24 年度へ繰越いたしております。

決算に関する関係書類につきましては、監査委員の審査に付し、その結果は会計決算審査意見書のとおりでございます。

平成 23 年度は、これまでの事業の見直しを行い、新クリーンセンター建設の事業推進について、施設の早期完成・稼働をしていくという私の決意をお示しさせていただきました。それによりまして、施設の設計・建設・運営を包括的に行う DBO 事業者を選定する作業に着手し、平成 27 年 12 月の完成稼働に向けまして、事業推進の一步を踏み出したところでございます。事業推進を行うにあたりましては、議員の皆様を初め、住民の皆様のご協力のたまものと心から感謝を申し上げる次第でございます。

以上、平成 23 年度決算の概要につきまして総括的な説明とさせていただきます。

次に議案第 2 号「津山圏域資源循環施設組合一般廃棄物処理施設設置条例」についてご説明申し上げます。この条例は、DBO 事業者と仮契約等の締結を行うなど、クリーンセンター建設事業の諸手続きを進める上で、条例において圏域内における一般廃棄物を処理するための施設として、名称、所在地、目的等を明確化し事業の一層の推進を図るものでございます。

次に議案第 3 号「工事請負契約について」ご説明申し上げます。

議案第 3 号「工事請負契約について」につきましては、津山圏域クリーンセンターの建設について、工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、議案第 1 号につきましては、後ほど大下副管理者よりご説明をいたしますけれども、何とぞよろしくご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

△副管理者（大下順正氏）

議長。

●議長（松本義隆氏）

はい。補足説明。大下副管理者。

△副管理者（大下順正氏）

それでは、ただいま上程されました議案第1号「平成23年度津山圏域資源循環施設組合会計歳入歳出決算」につきまして補足説明を申し上げます。

予算総額は、平成22年度からの繰越金1億7,332万7,000円を含みまして4億946万9,000円でございます。これに対する決算額は、歳入3億8,072万7,128円、歳出2億8,442万5,409円でございます。歳入歳出差引額9,630万1,719円を平成24年度へ繰り越しいたしております。なお、事業の繰り越しでございますが、地質・土壌調査業務委託として926万1,000円を平成24年度へ繰り越しいたしております。

それでは、決算の内容につきまして、まず歳入からご説明申し上げます。決算書の5ページ、6ページをお開きいただきたいと思います。説明につきましては、決算の事項別明細書で各款の金額と主な内容につきましての御説明にとどめさせていただきます。なお備考欄に内容を掲げておりますので、併せてご覧いただきたい、このように思います。

まず、45款 分担金及び負担金は、構成5市町の手当金として1億2,838万円、50款 使用料及び手数料は、行政財産使用料として3,880円を収入いたしております。

次に、55款 国庫支出金の3,139万5,000円につきましては、前年度からの繰越事業に対する循環型社会形成推進交付金を収入いたしております。

80款 繰越金の1億7,332万7,139円につきましては、歳計剰余繰越金の1億5,645万8,139円と繰越事業繰越金の1,686万9,000円を収入いたしたものでございます。

85款 諸収入につきましては、預金利子として8万524円、雑入につきましては、主として雇用保険料の個人負担分として4万585円を収入いたしたものでございます。

次に、90款 組合債につきましては、前年度からの繰越事業に係る財源として4,750万円を借り入れたものでございます。

続きまして、歳出の御説明を申し上げます。決算書の7ページ、8ページをお開きいただきたいと思います。各款の事務事業の実績についての、主な内容についてご説明をいたします。なお、備考欄にも内容を掲げておりますので、併せてご覧をいただきたいと思います。

まず、10款 議会費につきましては、議員の費用弁償及び消耗品費、視察研修に要したバス賃借料などを含めまして133万6,961円を支出いたしております。

次に、15款 総務費では、総務管理費と監査委員費を含めまして1億2,970万9,950円を支出いたしております。その主な内容といたしましては、総務管理費では、嘱託職員2名分の報酬458万4,400円、弁護士等の報償費として33万790円、財務事務委託料などの委託料として150万2,000円、使用料及び賃借料342万4,711円につきましては、組合事務所に係る土地・建物賃借料及び公用車に係るリース車両2台と視察等のバス賃借料などでございます。負担金補助及び交付金1億1,342万2,964円につきましては、構成市町に対して支出する職員人件費の負担金でございます。

続きまして、決算書の9ページ、10ページをお開きいただきたいと思います。

60款 監査委員費につきましては、監査委員費用弁償、需用費などで10万1,855円を支出いたしております。

次に、25款 衛生費では、施設建設費関係で1億4,890万2,367円を支出いたしております。翌年度への繰越額として926万1,000円といたしております。これはクリーンセンター建設事業に係る委託業務が主なものでありまして、その内容についてご説明を申し上げます。

まず、現年度実施分として、備考欄の契約支援業務から土壌調査業務その1までの事業として3,758万6,662円を支出しております。

次に、平成22年度から平成23年度に繰越して実施した繰越事業分についてご説明いたします。繰越事業分として、備考欄の地質土壌調査業務から埋蔵文化財調査業務までの事業として1億794万4,749円を支出いたしております。

次に、負担金補助及び交付金につきましては、組合周辺対策事業として実施しました中山間地域総合整備事業に対する地元負担金等で44万6,025円を支出いたしております。

続きまして、65款 公債費・利子として447万6,131円を支出いたしております。

次に80款 予備費では、予備費としての支出はございませんでした。

続きまして、11ページの実質収支に関する調書をご覧いただきたいと思います。

歳入総額3億8,072万7,000円、歳出総額2億8,442万5,000円、歳入歳出差引額9,630万2,000円、このうち繰越明許費繰越額に係る一般財源926万1,000円を差し引きまして、実質収支額8,704万1,000円を次年度へ繰り越すものでございます。以上、補足説明とさせていただきます。

●議長（松本義隆氏）

提案理由の説明は終わりました。

日程第4 議案質疑及び一般質問

●議長（松本義隆氏）

これより、日程第4に入り、「議案質疑及び一般質問」を行います。それでは、お手元に配付した発言通告一覧表に従い順次質問を許可いたします。4番、末永弘之君、登壇。

△4番（末永弘之氏）〔登壇〕

質問通告に基づいて質問します。まず、建設予定地が領家に決まって以来、一貫して宿題のようになっております公募条件が間違っている「領家の申請書類」ですが、どうやって、この間違いを正しますか、お聞きいたします。そして、宮地管理者は、23年度の8月に、土地を購入されているとして領家で事業推進する方針を固めた訳ですが、公募方式を改めるべき課題として何をやってきたのか、どうすべきと思っているのか、お聞きします。そして、宮地さんは検証で、「領家地区の申請書において、申請書の記載事項（地元町内会代表者及び周辺町内会代表）が所定の様式の記載欄と一致していなかった」とされましたが、どこが公募様式と一致していないと判断したのか、そして、判

断としては「公募要項の不備という出発点での誤り」とも言われましたが、どんな不備と誤りを指摘しているのかお尋ねいたします。

平成 18 年 9 月 16 日に公募方式を発表しました。この時におられた山崎副管理者にお聞きしますが、公募申請条件の地元町内代表、周辺町内の代表が合同で申請するとされていますが、この事をどのように当時、理解していたのか、お聞きします。併せて、公募方式が発表された直後に、日本共産党地方議員団が「この公募方式では、申請する地域の住民の意向が判断できない、周辺の定義があいまい」と指摘し、将来必ず揉める原因になる、修正をして公募すべきだと提案しました。それは、全く受け入れられないまま今日になった訳です。どんな論議でこの申し入れを拒否したか、わずらわしくて、嫌になっていると思いますが、教えてください。

新クリーンセンター建設予定地の領家を 4 億 2,100 万円で購入した土地、7,700 万円と裁判所の命令で行なった鑑定士が結論を出しましたが、どう思いますか。全員協議会で質問した時、管理者は「管理者会議を行いまして、結論から申すと、今後につきましては弁護士との相談が必要だ」と言われましたが、弁護士はどんな意見なのか、そして管理者会議としては、どんな方針になったのかお尋ねいたします。

日立に決まった業者選定ですが、入札価格以外の技術点などは二番札と比べて、わずか 0.8 点の差です。満点が 60 点でしたから 600 分の 8 の差です。ところが、価格点では逆に、二番札の方が 0.76 の差で 40 点満点を取っています。すなわち、二番札のタクマが 3 億 2 千 600 万円安いわけです。すなわち、3 億 2 千 600 万円高く札を入れた日立に落札した訳です。総合点で言うと、わずか 0.03 の差です。1000 分の 3 の差です。この程度でしたら、価格の安いところと契約するのが市民的には納得できると思いますが、解るように答弁して下さい。

施設建設・運営事業選定委員会の学識経験者、いわば、委員会をリード出来る立場の人が、かつて、その人が勤務していた職場が日立と契約を交わしており、かなり日立の機械には精通していた人です。特定の業者の熱回収機械全体に精通しており、一方の機種は知らない。こういう現象があり、微妙なところで、この感覚、リードが結果には出てくる。そんな可能性があると思えますが、どう判断されますか、教えてください。委員会の内部の問題になりますが、一つの課題で点の開きが出た場合など、個々の考え方など発表し、そして、学識経験者などからアドバイスなども出る。今回の場合、何か所くらいで点数の開きがあって、アドバイスがあって、点の入れ替えがあったか教えてください。そして、結果論として「さくら」が増えたか「ホルモン」が増えたか減ったか、どうなったのか教えてください。

最後、造成工事が不調に終わって、今議会で予定されていた契約行為が延びました。その原因が何なのか教えてください。先程、全協でもちょっと話が出ましたからダブリますけれども、よろしく頼みます。そして、造成が先で上物が後、この入札が社会常識ではないかと思いますが、これが逆になっております。なぜ、逆になったのか教えてください。

い。そして、延期された今度の土地造成。これも、全協で出た意見と似ておりますけれども、業者全部を入れ替えるべきではないかと私は思えて仕方がないんです。そして、期間も2ヶ月もかけることはない。すぐやれる課題ではないかとは思いますが、2ヶ月も延びております。最初の入札条件として公開したものの中から、この入札経過の中で「主たる」という言葉をなぜか取ったということが言われました。調べてみますと事実、取っているわけです。そこで、なぜ、「主たる」という言葉が最初入ったのか、このことを答えて下さい。上物の日立同様に、特定の政治家の関与などがあって、無意識の中で、主たる営業所を入れざるを得なかった時期があったのではないかと私が勝手に思っとる訳で、最初に「主たる」が入った原因を答えて下さい。以上で質問を終わります。登壇での質問を終わります。

△管理者（宮地昭範氏）

議長。

●議長（松本義隆氏）

はい、宮地管理者、登壇。

△管理者（宮地昭範氏）〔登壇〕

末永議員のご質問にお答えをいたします。まず、「公募条件が間違っている領家の申請書類をどのようにして正すのか」とのお尋ねでございます。

組管理業者会では、公募申請書に鏡野町の隣接地域の同意があるのが望ましかったことを確認し、今後、周辺整備事業の実施並びに環境保全協定の締結を行う中で整理していくことを決定をいたしております。しかし、組合は、1市4町で構成される一部事務組合でございます。組合の事業であっても実施にあたりましては、構成団体の事業実施方針も考慮しなければならないと、このようにも考えておるところでございます。鏡野町の隣接地域につきましては、町の事業方針を尊重しながら、隣接する地域としての配慮を行う方向で調整をしております。具体化にあたって引き続き調整を行ってまいろうとこのように考えております。

次に、「平成23年を通じて、公募方式を改めるべき課題として何をしてきたのか、また、どうすべきと思っているのか」とのお尋ねでございます。

公募方式の誤りを正す方法といたしまして、今後、周辺整備事業の実施並びに環境保全協定の締結を行う中で整理していくことは、先ほど申し上げましたとおりでございます。平成23年度は、8月の事業見直しの後、関係者と調整に入りました。現在も調整を続けておりますけれども、結論に至っていないのが現状でございます。今後も努力を続けてまいろうと、このように考えておるところでございます。

次に、「申請書の記載事項は、所定の記載欄と、どこが、どのように一致しないと判断したのか。公募要項の不備という出発点での誤りとは、どのような不備があり、誤りを指摘しているのか」とのお尋ねでございます。

地元町内会代表欄に旧久米町代表者が記入をされ、地元である領家町内会長が周辺町

内会長欄に記載されたように見てとれる箇所を、「一致しない」とこのように判断をいたしておるところでございます。その点は、口頭で確認はしておりますが、書類の補正または再提出を求めるべきであったと、このように考えております。

また、公募要項の不備につきましては、申請時の周辺町内会の定義などが何ら記載されていなかったことを指摘しております。

次に、「建設予定地『領家』の土地購入代金について、裁判所の命令で行った鑑定士が出した結論をどう思うか」とのお尋ねでございます。私は、確かに市長選に立候補する際、新クリーンセンター建設用地の購入価格は高いと、このように主張して、選挙戦を戦った経緯がございます。今回、原告の求めによりまして、裁判所が命令いたしました鑑定士による鑑定結果が出されましたけれども、組合が行いました鑑定価格とは、非常にかげ離れておりまして、驚いているところでございます。「この結果、弁護士はどのような意見なのか、また管理者会議としてはどんな方針となったのか」とのお尋ねでございます。今後の対応につきましては、組合の弁護士に相談をいたしましたところ、今回、出された鑑定結果について意見を述べるとともに、引き続き組合の主張を行っていくと、こういうことになろうかと思っております。管理者会会議におきましても、土地価格につきましては、平成21年度に5市町の副市長、副町長などで構成いたします組合用地補償評価調整委員会におきまして決定いたしました交渉上限価格のうちで購入したものでございまして、組合につきましては、その不動産鑑定額に基づいた主張を行わざるを得ないと、このように考えておるところでございます。以上でございます。

●議長（松本義隆氏）

はい、山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

私から、ご答弁をさせていただきます。「地元町内会代表、周辺町内会の代表が合同で申請するという公募条件をどのように理解をしていたのか」とのお尋ねでございますけれども、地元町内会代表は建設予定地が所在する町内会でありまして、その事業を円滑に進めていくために、できればご理解をいただきたい、一つの町内会でも共同の申請者になっていただければという意味合いの表現であると、事務局からは説明を受けておるのが、私に対する最初のご質問であります。

次の答弁でありますけれども、「公募方式が発表された直後に、日本共産党地方議員団が行った提案をどのような議論で拒否をしたのか」というお尋ねであります。

公募方式を発表した後に、平成18年10月10日付けで、日本共産党津山地域議員団から、ごみ処理センター問題を解決するための提案が行われました。提案は、希望する事項ということでありまして、抽象的ではなく、より具体的に明らかにすることなど6項目にわたるものであります。事務局からは、要領を変えると混乱を招く可能性もあるので、申請者には充分説明をさせていただき旨など、項目についての回答を行い、理解を求めたと聞いております。

●議長（松本義隆氏）

はい、大下副管理者。

△副管理者（大下順正氏）

業者選定ということで、3点のご質問にお答えさせていただきます。まず、1点目の「総合点が、0.03点の差であり、その程度の差なら価格の安いところと契約するほうが市民は納得できると思うがどうでしょうか」とこういったご質問でございます。

ごみ処理施設は、長期に渡り運営するうえで、安かろう悪かろうでは支障が生じるために、プラント企業の技術、ノウハウを活かした安心安全な施設建設運営を行うことが必要になります。そのため、事業者の選定は総合評価方式として、あらかじめ要求水準、それから評価基準を定めて公表いたしております。そして、よりよい施設のあり方を求める提案を60点満点として、それから、価格についての提案を40点満点として提案を求めたものでございます。その結果、0.03点の差ではありますが、総合評価点が高かった事業者と契約したということでございますので、どうかご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、2点目でございます。「選定委員会において、結果的に特定のプラント企業について、学識経験者のリードが出てくる可能性があったのではないか」とこういったお尋ねでございます。ご指摘の学識経験者は、全国都市清掃会議の職員のことだこのように思っております。自治体で組織する公益法人の職員でございまして、全国の自治体の支援を行うとともに、中立的な立場で数多くの事業者の選定にも携わってきておられます。事業者の選定は評価項目ごとに常に客観的な評価を行っており、そのような事はないと、このように理解をいたしております。

最後に、選定委員会において、事業の選定の審査、評価の過程の中で何箇所くらい点数の開きがあり、点数を入れ替えたのか」とこういったお尋ねでございます。

審査は、各委員の意見を反映されるよう評価の平均化方式を採用いたしております、最終的には各委員、一項目ごとに点数をつけることによりまして、各委員の意見が反映するものでございます。そのため、各評価を行う上で各委員から評価点についての意見を求め、修正が必要と考えた場合には、各委員が書き直しを行っております。なお、その内容につきましては、津山圏域クリーンセンター施設・建設運営事業者選定委員会の規則によりまして、その詳細につきましては公表できませんので、どうかご理解をいただきたいと思っております。以上であります。

●議長（松本義隆氏）

はい、上田事務局長。

△事務局（上田事務局長）

それでは、私からは造成工事につきまして4点お答えをいたします。「入札が不調に終わった原因は何か」とのお尋ねでございますが、クリーンセンター敷地造成工事は、10月15日に入札を行い、5企業体の参加がありましたが、全企業体が予定価格の85%を下

回りました。そのため、「津山圏域クリーンセンター敷地造成工事に係る低入札調査取扱要領」に基づきまして、参加5企業体全ての見積書の調査を行いました。その結果、参加した全ての企業体が、調査項目のいずれかの項目におきまして審査基準を下回っていたため不調となり、入札がここで終わりました。

続きまして、「入札が延期されたら、すぐ再入札になるべきで、2ヶ月近く期間が必要な理由は？ 業者も全部入れ替えるべきではないか」ということで、10月15日に行いました敷地造成工事につきましては、入札結果が不調となり、入札事務の全てが終了したこととなります。そのため、再入札におきまして、設計書の内容及び設計単価、歩がかりなど変更し、新たな入札として実施するものでありますから、業者の入れ替え等は必要ないものと考えております。再入札にあたりまして、設計内容の精査、単価、歩がかりの組替えに相当の期間が必要となります。また、再入札を行うにあたりまして、新たな企業体の参加も考えられるので、前回と同様に一般競争入札の手続きに必要な適正な期間を設定し、再入札を実施するものでございます。

次に、「最初の入札条件に、なぜ、「主たる」が入っていたのか」というお尋ねでございます。津山市、組合といたしましても初めての入札方式なので、国や県等が現在、行っております特別簡易型総合評価方式で採用している評価基準等を参考に組合におきまして作成をいたしました。しかし、入札公告後にその評価基準に該当する企業は、県内の2事業者を優遇するものではないかとの問題が生じました。そのため、公正取引委員会事務総局中国支所に意見を確認するとともに、公正取引委員会の見解を伺い、「主たる」を削除した評価基準に見直したものでございます。

もう1点、「造成が先で、上物が後になり、順序が逆ではないか」というお尋ねでございますが、敷地造成工事につきましても、今回の組合議会での議決を目指しておりましたが、不調と言う結果になり残念に思っております。しかし、施設建設運営業者は、契約後約1年間をかけて詳細な設計業務を行うため、この間に建設敷地を予定通り確保するなど、十分な工程の調整を行いながら、計画通り平成27年12月の施設稼働に影響がないように努めてまいっていくという考えでございます。どうぞよろしく願いいたします。以上です。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（松本義隆氏）

はい、4番、末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

答弁をいただきました。それぞれ、再質問をいたします。管理者の答弁ですけれども、まだ、整理が出来ていないと、引き続き論議を続けていくという、いわゆる申請書類の答弁でした。明確にさせていただきたいのは、答弁にもありました「本来は、書類の再提出が必要であった」それほど重大なミス、間違いがそこにはあるんです。これが確認さ

れている訳ですから、一度、ボツにしまして、やり直す必要があったのが領家だという認識に、まず、みんなが立ってもらわにやいけん。ここが立てれてないんじゃ、みんな。みんな「正しいんじゃけん、末永何を文句言よんなら」と言よう。そこがおかしいと言よんじゃ。何で、当局はそこのところを関係者によ説明せんのならな。きっちりとそこを説明したら今日の混乱は起ことらんのですよ。それをまず答えて下さい。

公募で示された周辺であった領家は、答弁にもありました連合町内会の名前で申請してきたんです。むちゃなことをと言わにやいけんでしょうがな。今まで何回も指摘したこの課題が、何で今まで、これからも検討を続けていくほど手間暇がかかるとんか、ここんところをはっきりさせて下さい。中北、鏡野町下原上下、領家、この4つの地域のハンコがそろった書類をいっぺんここへ出しなさいと言よんですがな。今から、公募様式は白紙に戻らんけれども、それに代わるものがあるでしょうと言とんですがな。

さっき言ったように、一番最初の入り口論を皆さん方が圏域の全ての人々に説明をして、当局が間違うとったと、こう言うてお詫びをせんから末永一人が悪者になつとんですがな。何でそんなことを私が言われにやいけんのならな。よう考えて答弁して下さい。

山崎副管理者、あなたは、かつて、鏡野町という立場から久田の動向を非常に気にしておられた。その久田は、連合町内会ではなくて公募で示されたとおりに、周辺の町内のハンコがここへあるんです。ここへ書類が。あなたに、久米連合町内会、領家の方が相談に行ったら郷地区の区長を紹介した。まったく矛盾しとるじゃありませんか。あなたが一番気にしとった地元の書類はきっちり出来とった。それと同じことを何でやらなんだんならな。もういっぺん答弁してください。

1つの町内会だけでも良かった。同意してもらいたかった。驚くべき見識と言わにやいけません。聞いたことがありません。周辺町内会でハンコを押さにやいけんのじゃないかな。これは、仮にあなたの言うたことが正しいとして、領家は違うとりますがな。1つも押しとらんがな。領家の地元が周辺町内に入るとりますがな。あんたとこの、肝心の鏡野町が入とらん言よんですがな。そこんところ、もういっぺんわかるようにして下さい。鏡野町の慣習でというようなことは嘘なんです。現に、さっき言った久田は公募条件どおりあなたが、指導したとまで言いませんが、気にしとった地域がきっちり書類作とるじゃないかな。ここに、あんたが言う鏡野町の習慣も慣習も何にもありやしませんがな。何を答弁しとんならな。何年かかるんならな、この整理に。しゃきつとしなさいよ。

さて、鑑定結果に移ります。購入時の不動産鑑定士の主張を行うという事ですが、そしてよく言う言葉です。市長になってみたものの、管理者と市長の立場は違うということもよく言われます。むちゃなこと言うちゃいけません。市長選挙であなたが市長になった、これが土台。これが基礎で管理者いうのになつとんのですよ。わかるとると思いませんけど、釈迦に説法ですが。そして、答弁にもありましたから繰り返しません、あなたは、前の管理者が領家の土地を買うたのは高すぎる言うて市長になったんじゃ。それ

が、市長になったら、前の市長がやった鑑定が正しかった。失礼ですが、どんな面して言えるんなら、そんなことが。言葉は乱暴で申し訳ないけど、腹が立ってかないませんがね。どんな面をして桑山が正しかったと言えるんならと言よんですがな。すでに、裁判書類、それらしい書類を書いて出しとんでな。こんな馬鹿なことが世の中に通ると思うとるんですか。驚くべき現象と言われた。付け加えたら、あなたは喜ばにやいけんでしょうがな。裁判所が命じた鑑定士さんありがとうと言うべきですがな。なぜ言えんか答えて下さい。

さて、副管理者の方にお尋ねします。代表でいいと思うんですけども、あなた方は、宮地さんが、前市長、前管理者がやった領家の土地代金は高すぎる、市長選挙の前に買うべきではなかった。こう主張して市長になって、市長になったから管理者になつとるという事実をご存知ですか。答えて下さい。

さて、総合評価方式の0.03のことです。安かろう悪かろうって、そんなこと何も言よりやしませんがな。3億2,000万、高かったらええんかというて聞きよんですがな。安いとこ行ったらボロいのが出来るけんいうて、あんた思うとん。そんなこと私は聞きよりやせんで。市民の目線から見たら、色々あろうけれども、わずか0.03の差くらいで金額にしたら3億超えた金額の高い方に落とすのは、どうにもおかしいんじゃないかと聞いとるんです。もういっぺん答えて下さい。まあ、総合評価方式なんじゃけん仕方がないと、こういう旨だろうと思うんですけども、どうも私には馴染めん。市民も僕は馴染めんと思う。何人かいますよ、皆さん方のところにどんな意見があったか知りませんが、なんで3億2,000万が高いとこと契約するんいうて言よりますが。

さて、契約相手の日立造船について、ここで議決するという事で提案されております。これちょっと怪文書ですから、本会議で本当は取り上げるべきじゃないと思うんですけど、しかし、この怪文書が送られてきました。そういう点でいったら非常に気になることが書かれておるわけです。そこだけで結論を言うと、日立との契約は、少なくともこのあたりが様子を見ながら、もうちょっと契約を延ばして様子を見ようらにやいけんと思うんですが、副管理者、大下さん、どんな感じか答えて下さい。

選定委員会のことを聞きました。学識経験者のことです。私も、意図的にリードしたとか、慣れ合ったとか、便宜を図ったとか、全く思っておりません。しかし、答弁にありました、自治体で作る公益法人じゃけん公正などはかっこ付きです。あんたが言よんのが正しかったら、日本中、不正は起こりやしませんで。自治体を中心にした。時として起こつとるということは、この問題とは別の問題として、一般論として、あんたも答えたんでしょうから、一般論としては受け入れれんということは言っておきます。公務員じゃけん正しいとばかりはいかんという意味です。それを、ある意味では前提にしなきゃいけないかもしれせんけれども、熟知した知識が、学識経験者、リードオフマンにあったと、日立の機械には精通しとった。もう一方の機械には精通してなかった。

そして、答えれれんと言いましたけれども、誰が何点どこに入れたかわかりません。

その人のリードによって、日立はどうらいよう知っとんじゃけん。「あーそうか、ええなあ」とこう思える空気があるんですよ。一方は知らんのじゃけん、根掘り葉掘り聞かにゃいけませんかな、機械のことについて。それを見とる点数を入れる一人一人に、微妙な心理的に影響がおりやせんかと言っとんです。その結果として、何箇所書き直しをして、誰がとは言ようりやせんのですよ。何点さくらが低くなったんか、ホルモンが低くなったんか高くなったんか教えて下さいと言よんですけん、何やらの規定で教えられんいうて、そんな、あんた、「個人の名前言え」言よんじゃないんじゃけん。そりや答えて下さいね。答えなんたら、永久に一番大事なポイントのところか、あんた、闇の中に入ってしまうがね。ぜひ、答えて下さい。冷たいことを言わんようにしていただきたい。

造成工事の不調の原因、いくつかわかりました。すっきりせんのが2つ。1つは、「主たる」という言葉のことを答弁いただきました。何で、最初にそのことを書いたんならということ聞きよんです。書いてみてから、おかしかったけんやめたんじやいうて、それはようわかった。書かいてもえかったんじやがな。そこに何かがあったんかいうて聞きよんじや、僕は。何で「主たる」を書いて消したんならな。誰が「主たる」を書け言うたんか、誰が消せ言うたんか、何で消したんか、ここにどうしても結びつく。失礼ですが、そうじゃないと答弁が出るんだらうと思いますが、特別の力というんか作用がそこにあったんじやないかと思えるんです。現に、私の耳には、「主たる」をとった事によって、ひどう怒っとる人と、ひどう喜んどる人、ほんまに両極端。同じように言うんです「なんで取ったんか、末永知っとんか」「取って良かった、末永」いうて。わしが取っとるわけじゃないんじやいうて言うんですけどね。おかしいと思いませんか。そこにやっぱり何かがある。そして、2ヶ月かかったこと答弁いただきました。半分納得しますが、半分納得できん。言葉がとっても悪いんですけども、業者間のいろんな話し合いができるのを、いろんな理由を言いました。設計単価まで変えてやりよんでしょう。話し合いができるのを待ちよんかな。言葉は悪いけど、談合ができるのを待ちよんかとも思えるんで、僕は。僕は勝手に思よんで。事実とは違うかもしれん。どうですか、答えて下さい。

●議長（松本義隆氏）

はい、宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

私は2点の問題について、お答えを申し上げたいと思います。この、「後戻りができない間違った申請書を、なぜそんなにもたついているのか」というような主旨のご質問でございます。環境保全協定につきましては、地域住民のよりよい生活環境の保全を図るとともに、公害が発生した場合におきまして講ずべき措置に関し必要な事項につきましては、周辺地域と確認を交わしまして、当該施設に対する住民の信頼を確保することを目的といたしております。現在、クリーンセンター建設予定地周辺の町内会などと鋭意、

協議を進めておりまして、本体施設工事までには締結をしていく予定ということでございます。

それから、実は、非常に厳しいご質問がございました。私自身が選挙戦で訴えてきたところでございます。この、ごみ処理センターの進め方等について、あまりにも乱暴です。そしてまた、購入価格についても高すぎるということについて、当選をさせていただいた経過がございます。ただ、それだけではございませんけれども、そういった経過がございます。先程、申し上げましたとおり、購入価格の妥当性につきましては、判決において、裁判所の判断が下されるということでございまして、その段階で一定の整理がつくと、このように思っておるところでございます。しかし、実は、先般も前任者に津山の国際ホテルでお会いしました。実は、一言でもですね、私は、「わしがやったことで、お前さんに迷惑かけとるなあ」ということを言ってもらいたいですけれども、一言の会話もない。こういうようなことでございます。非常に寂しい思いもいたしておるところでございます。

しかし、私は、津山圏域資源循環施設組合の管理者といたしまして、圏域のごみ処理施設の建設を推進していくと、こういう職務上の責任もあるところでございます。新クリーンセンターの建設事業が凍結や、あるいは、中断するということによりまして、公益上の損害の大きさも考慮に入れながら必要な対応を行っておるものでございまして、議員が指摘をされますように、そうした鑑定の結果、むしろあなたは喜ぶべきではないかと、こういうようなことでございますけれども、腹ではいろいろございますよ。腹ではね。ですけれども、私は、私なりの立場があると、こういうようなことについても、ひとつご理解をいただきたいのと、こういうふうに思っておるところでございます。ご理解をいただけるということは思っておりませんけれども、そういうふうに、ぜひですね、私の心情を理解していただきたいと、このことを申し上げておきたいと思っております。

以上でございます。

●議長（松本義隆氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

私へのご質問にお答えをいたしたいと思っております。鏡野町久田地区のことです。 「連合町内会ではなくて、公募で示された周辺になっているということで、領家の申請では、連合町内会の代表を紹介しておりまして、なぜ、公募条件に合致させる紹介ができなかったのか」とのお尋ねでありますけれども、平成24年の2月、本年2月の定例会のお答えと重複する箇所もあります。津山ブロックごみ処理広域化対策協議会会議でおきましては、事務局の資料をもとに協議が行われております。申請書は当然、見ておらなかったわけでありまして、そのために、平成19年5月に領家の申請書に関して鏡野町側の隣接地域の紹介を依頼された際に、鏡野町の事業等は、従来から区長会を窓口にして実施しておりますので、郷地区を紹介をいたしました。鏡野町における事業地域とク

リーンセンター建設隣接地域とのことにつきましては、配慮が必要だったとこのように思っております。

●議長（松本義隆氏）

花房副管理者。

△副管理者（花房昭夫氏）

それでは、副管理者にお尋ねでございます「前管理者が購入した領家の土地代金は高すぎると主張して当選した現管理者に「前管理者が行ったことは正しかった。」と言わせるのはおかしいと思わないか」というお尋ねにお答えをさせていただきます。

現、宮地市長さんが市長選に立候補されました際に、建設用地の購入価格が高いという公約を掲げておられたということは聞いておるところでございます。そういうことでしたら、必要不可欠なこの施設を進めなければいけないというような状況から、土地は購入へいったんだということになっております。そのためには、やはり、就任後、宮地市長さんの方も、その内容を検証すると、こういうことで検証がされたわけでございます。その中で、土地買収価格が高いという点については、いろいろ考えた末、裁判所の判断に委ねざるを得ないのではないかという、ご判断がなされまして、土地を取得している現状などから、新クリーンセンター建設事業は領家地区で推進すべきであるというふうに総括をされたところでございます。その結果、昨年8月に、施設の配置、また、施設規模などについて、従来の計画の見直しを終えまして、現在は予定の平成27年の12月の施設の完成、そして稼働に向けて事業を進めておるところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

●議長（松本義隆氏）

大下副管理者。

△副管理者（大下順正氏）

「日立造船との契約は、もう少し様子を見る必要があるのではないか。」とこういったお尋ねでございます。日立造船が関係する富山県の射水市の工事で、2年前の平成22年12月3日に作業員の死亡事故があったということは事実でございます。工事につきましては、再発防止のための安全対策を講じまして、続けられておりまして、現在までに指名停止等の措置はなされておらず、遺族との和解が成立したと、このように聞いております。日立造船が指名停止を受けたといたしましても、労働安全衛生法違反は本事業における契約解除事由にはあたらないと、このように考えております。

センター建設事業の緊急性を勘案いたしましても、契約を締結し、早期に設計に着手することに合理性があると、このように考えておりますので、どうか格段のご理解をいただきたいと、このように思います。なお、センターの施設の建設工事にあたりましては、十分な安全管理体制の構築、さらには事故防止措置の徹底を指導してまいりたい。このように考えております。以上であります。

●議長（松本義隆氏）

河島次長。

△事務局（河島事務局次長）

私の方から、事業者選定につきまして2点ほどお答えをします。「事業者選定におきまして、総合評価方式は市民目線から見て馴染めない部分があると思えて仕方がないが、どう思うか」というお尋ねでございます。施設の建設運営につきましては、価格と品質が総合的に優れたものであることが要求されます。その評価を行うにあたりましては、経済性に配慮しながら価格以外の様々な要素も考慮する必要があります。今回の事業者選定におきましては、価格点は、二番手の提案者が0.77点高く評価されております。安心安全な施設建設運営についての評価点が0.8点高く、総合的に評価点の差が0.03点高かった提案者を選定したものでございます。結果といたしまして、より安心安全な施設の建設運営を行うために、3億2,600万円を投資することになったものでございます。

次に、「選定委員会における評価の経過内容は、永久に闇の中に入るのではないか」とのお尋ねでございます。津山圏域クリーンセンター施設建設・運営事業者選定委員会は、組合の附属機関といたしまして設置しております。その審議の結果は公表するものとしておりますけれども、審議経過につきましては、非公開とすること、また、守秘義務を定めておまして、重ねての答弁となりますが、御理解を賜りますようお願いいたします。なお、提案の評価は、各委員の評価結果と共有された情報を基に、提案の価値を認識したうえで、仮評価の結果を見直し、最終的な評価を各委員が出し、それを平均化したしまして算出したものでございます。

●議長（松本義隆氏）

はい、平井次長。

△事務局（平井事務局次長）

私の方から2点のご質問に答えさせていただきます。まず、『主たる』の言葉の意味合いと、それを何故、最初に使ったのか。県内で2つしかない業者になることが公表されてからでないと当局は分からなかったのか。また、変更は、特別の力があつたのか。』とお尋ねですが、「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する全国で1ヵ所の営業所を言います。通常は本社、本店を示す表現でございます。今回、組合において、造成工事の評価基準を作成するにあたり、「主たる営業所」が岡山県内に有るか無いかを評価対象にしたのは、岡山県などが総合評価一般競争入札を行った事例に「主たる営業所」の所在を地域貢献の評価基準に用いた例を参考にしたものでございます。また、組合でも最低2社は、この対象になると考えておりましたが、入札参加資格基準でなくて評価基準の加点対象であり、地域貢献での評価の差はあるものと考えておりました。なお、評価基準の見直しは、評価の差はやむを得ないものとはいえ、この評価基準で実質的に少数の会社を優遇することになるため、「主たる」の妥当性を公正取引委員会に確認し、見解を受けて行ったもので、特別な力があつたものでは

ありません。

また次の、「入札は業者を入れ替えて、すぐにやり直すべきだと思うが、どうか。」とのお尋ねですが、造成工事につきましては、一般競争入札で行っており、入札参加資格要件を公表して、参加者を広く募ったものでございます。指名替え等は、そういう理由で、できかねると考えております。また、入札の不調に際し、岡山県の技術管理課に公告期間の取り扱い方についても相談いたしました。その結果、公告期間の短縮規程等があれば別なんですけど、再入札に同じメンバーが応札するとは限らないため、基本的に同じ期間が必要との見解を受けて、今回の再入札期間を設定したものでございます。以上です。

●議長（松本義隆氏）

4番、末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

ちょっと複雑なので、終わりの方から2つ。再々質問になりますか。評価委員会の中のことを守秘義務と言われました。確かに誰が何点入れたかは確かに守秘義務だと思うんですが、何箇所くらい変わったのか、それが、さくらにプラスしたんかホルモンにプラスしたんか言うくらいは、公表の義務が私はあると思っておるんです。どうしてもわからんのはね、確かに本当の話、意図的だとか、馴れ合うとるとか、そんなことは思ってないんじゃ。しかし、特定の会社の機械に、ものすごくよう知つとる人がリーダーでおったら、微妙に差がある。結果論として0.8の差なんですよ。一人一人が0.8や0.5を入れると私は思えれんです。これ見たら、1点じゃ5点じゃ3点じゃいうて入れるようになつとんじゃ。平均するから0.8が出るんですよ。例えば、一人だけで、もう、精通した日立のことは「おお」いうて言うのとるのを聞いて、もうひとつの知らんタクマの方を「こりゃ何ならな」いうて尋ねたら、タクマがおかしいのかなと思うて自分が書いとるやつ2点と書いとったのを1点に引いたと仮定したらよ、逆転するじゃないかな。こう言よんですがな。何でそういうふう理解できん。ともかく、闇に入ったらいけんいうこと、これを言わせてください。

それから、「主たる」の2社。答弁聞きようると、わかつとんじゃけれどもいけんけん切つたんじゃってというような感じに聞こえるんですね。2社にしかないんじゃということが。どうも考えてみんさい、やっぱり「主たる」を取つたということは、特定の力がそこに作用があつたんじゃないかと。元々、「主たる」だけでいこう思うたのは、あんた方が何かを企てとつたんじゃないかと、やっぱり思えて仕方がないと、こう言っておきます。

さて、市長の、失礼、管理者の答弁ですが、花房副管理者も含めて、判決を待つとかそんなことを聞きようらんじゃ。鑑定の結果が出たと。これについて、あんた方は次の裁判までに、準備書面で反論しとんじゃ。判決じゃないんです。この反論のところで、最低限度、宮地現管理者は、前の管理者のやったことを批判して管理者になりました。

たと。そう書かにやいけんのを、前の管理者がやった鑑定の結果、正しかったという言葉はないんですけども、その通りしとんですけん、よろしゅうと書いたんじゃおかしかろうと言よんじゃ。あんたの立場がおかしかろういうて言よんで。よう間違えんように、管理者、聞いてよ。判決やこ待ちよったらいけんのじゃ。何もせずに判決を待つんなら黙っときますけど。その間に、あんた方は、前の管理者桑山がやったことが正しいということと言おうとするから、おかしいと何べんも言わにやいけんのですがな。それを、準備書面に書いとるからいけんのじゃがな。こう思うんですよ。

花房さん、他の副管理者もよう覚えとってくださいよ。判決の結果待つな言よんじゃないんじゃ。待たにやいけんのは結果論としてわかっとる。そこにいくプロセスがおかしいと言よんじゃ。それを、あんた方もじゃな、政治家なんじゃけん、そうか宮地さん、そう言うて当選したのはわかっとんじゃけん。そりゃ仕方がなかろうぐらいにならにやいけんがな言よんじゃ。それを、宮地言うたらこらえんぞとは言うたとは言わんけれども。そんなことじゃ困ると言っとんです。

さらに、山崎さん。久田のことと、どうもちぐはぐなんですよ。事務局から申請方式を聞いただけじゃ。そんなこと言うたらいけません。管理者会議で公表したんですよ。事務局の名前で公表しとらんですよ、公募方式は。あんたの責任でやっとなんですがな。

そして、公募方式どおり久田では周辺町内ぴったりと、まあ、名前まで言いますまい。ハンコをもらうとるんじゃ。そこを、あんた非常に気にしとったん。ところが、確かに申請書類は見てなかったんでしょ。ずっと通りすぎて5月になって、久米から、どうしたらよろしいかいうて相談があった。前にも論議したから、繰り返しますが、その時、今さら遅いと言うのがあんたの仕事だったんよ。今、何を言よんならいうて。それも言わずに、久田のこと忘れて、連合町内会を紹介しとるのがおかしいと言よんじゃ。そこに、諸悪の根源があるんですよ。そこんとこ、もういっぺん、はっきりとお尋ねしたい。もう1つ。わずらわしいということ、あんたは私に質問を通じて思うて答弁しようかな。答えてください。わずらわしいかな、私の質問は。はっきりさせてください。

それから、鑑定の結果のことで、例えば、どなたか副管理者が答えてくれたらええんですが、これも3億2,000万に近い、同じ数字なんですけど。結果として、桑山さん、株式会社ENA、元地権者が一部事務組合にお金を戻したら、鏡野町が約3,000万、勝中央町が約2千500万、奈義町が1千300万、美咲町が3千500万、お金があんたんとこへ戻ってくるんですよ。町民に「このお金はいりませんか」言うて尋ねてみられ。本当、言うたら、ここで休憩して、尋ねてくるまで待ちますからいうて言いたいんです。あんた、当然もらわにやいけません。くれえいうて言うのが、管理者に言わにやいけんですがな、あんた方どう思いますか答えてください。

日立との契約のことですけれども、釈迦に説法ですけれども、津山市の契約規約18条19条あたり。さらに、昭和21年1月の大阪地方裁判所の判例。さらに、59年10月の大阪高裁での仮契約の予約についての取り扱い判例。これらを見る限り、どうも私は、こ

こでね、確かに急ぐということはわかるんで。新クリーンセンターを早よせにやいけん。しかし、だからといって目の前にある、怪文書によると、目の前に指名停止になるかもしれないと。大下副管理者は「大丈夫じゃ」いうて答えをしましたけどね。どうも、もうちょっと事をやっぱり見にやいけん、こういうふうに思えて仕方がないんです。今、言たいくつかの津山市の条例も含めて言うと、仮契約の予約の効力というものについてまで及ぼしてきて、万が一、住民がおかしいと、ここで議決してしもうたら。どうされますか。他の答弁よろしいよ。住民が、この契約はおかしいと言われたら、どうしますか。答えてください。しかも、3億2,000万高すぎるということも含めてです。

●議長（松本義隆氏）

はい、どなたか答弁を。はい、大下副管理者。

△副管理者（大下順正氏）

まず、3億2,000万が高すぎるという点で、まずお答えさせていただきます。DBO事業者の選定にあたりましては、選定委員会において公正に選定されております。先程の答弁と同じでございます。しかし、今、選定された業者の価格が3億2,000万高かったわけでありまして、この額につきましては非常に高額であると、このように認識をいたしております。ただ、その一般競争入札は、技術・品質・価格が総合的に優れた内容を提案した業者を落札者とするを事前に公表いたしております。このことをまず、ご理解いただきたいと思えます。従いまして、この基準によりまして審査を行いますので、総合評価点が僅差の場合であっても、価格が安い入札者を選定することは、やはり公平・適正な審査には成り難いと、こういうことでどうかご理解いただきたいと思えます。

それから、「日立造船の指名停止処分を受けること」ということでございますが、違反行為で、契約行為が無効になる可能性もあると思うんですけど、そうした場合には少し待った方がいいのではないかとこのことでございます。文書に記載された事故は、国土交通省北陸地方整備局が所管になっております。国土交通省の地方整備局における指名停止等の措置要領によりまして、運用は、管区ごとにされておりました、安全管理措置が不適切であったことによりまして、工事関係者に死亡者を生じさせたと認められる際に行う指名停止処分につきましては、原則、他の地方整備局に影響しないと、このようになってくることも事実でございます。そのため、今後、仮に当該事業者が、その北陸地方整備局で指名停止処分を受けたとしても、組合が直ちにですね、同様の処分を行う必要があるとは考えておりませんので、もし、住民の方からそういったご指摘があれば、このことを持って説明責任を果たしてまいりたいと、このように考えております。以上であります。

●議長（松本義隆氏）

定本副管理者。

△副管理者（定本一友氏）

ただいまのご質問でございます。鑑定の結果、高い部分の支払いを請求する旨の判決が出れば、各町の負担金が戻ってくるのではないかなということなんでございます。そのことについて答弁させてください。基本的には、やっぱり判決が出てからというようなことになるかと思えます。それですね、なぜこういう提案をさせていただいたかと言いますと、その当時、不動産鑑定士、国選でございます。それを2人入れられたと、入れられて価格を判断したということと、もう一点、一名義人で一団地だと、買収しやすいというようなこと。そして、もう一点は、工業団地が隣りにあるということで、工業団地との比較をして我々に示していただいたというようなことで、その三点を参考にいたしまして、我々も素人でございます。不動産鑑定士という者にかなり、その判定結果に重きを置いたということも確かでございますし、そういうことから提案させていただいたと、議会の方に提案させていただいたということでございます。そういうことです。以上でございます。

●議長（松本義隆氏）

河島次長。

△事務局（河島事務局次長）

失礼いたします。事業者選定委員会におけます評価の内容でございますが、仮評価を行った上で、提案者への質問回答、回答文書、それからヒアリングの質疑を踏まえまして疑義等、消し直し、書き直しをいただいたものでございます。この、点の入れ替えにつきましては、個別には差し控えさせていただきましても、ほぼ、全般に対しまして、先程言いました、さくら、ホルモンというところにつきまして、両方ともプラス要因、マイナス要因ともございました。ほぼ、それぞれについてプラスマイナスの開きがあったということでございます。

●議長（松本義隆氏）

4番、末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

すいません。ちょっと答弁が出てないんですけど。一つだけ追加して聞きますが、鑑定の結果、判決が出て、仮にの話です。弁護士とどんな相談しとるかということとの絡みで、もし、組合が元の地権者ENAさんに対して損害賠償を求めたら、めんどろなけん、契約を白紙に戻そうやということを言うかもしれない。100分の1か1000分の1か、そういう可能性はゼロだと組合の弁護士は言うとか言うてないかだけ、どなたでもよろしい答えてください。それから、山崎副管理者に別のことも言うたんですけど。わずらわしいかいうて聞いとんです。答えがしにくいんでしょう。どうですか。答えてください。

●議長（松本義隆氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

先程のご質問でありました。鏡野町では久田地区が応募しておりました。そのことに関しましては、その時の名前で先程のお答えをさせていただきましたけれども、津山ブロックごみ処理広域化対策協議会会議におきましては、申請書を見ることがなかったために、申請書に鏡野町側の印がなかったこと、平成19年の5月に鏡野町側の隣接地域の紹介を依頼された際に判明したことでありまして、公募期限以降この時まで印がなかったことは知り得ませんでした。鏡野町におきましては、事業等は従来、先程も申し上げましたように区長会を窓口を実施しておりますので、郷地区を紹介したということでございます。鏡野町における事業地域とクリーンセンター建設隣接地域のことにつきましては、配慮が必要だったと、このように思っております。

そして、また「わずらわしい」ということでありますけれども、私共は誠意を持ってお答えするように努力しております。また、行政を執行する責任のある立場でありますので、鏡野町の事情を申し上げることもありますけれども、議員の提案に、知らない顔をして何も手を打たないとか「わずらわしい限りだ」ということで、その主旨のことを述べることはありません。ご理解をいただきたいと、このように思います。

●議長（松本義隆氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

弁護士には、実は私も、私が当選した経過等につきましてね、会って話をしました。管理者会でも当然、話をいたしております。結果、契約全体の無効、この契約無効になる可能性は、ゼロではないと、ゼロではないというふうに私は受け取っております。

●議長（松本義隆氏）

4番、末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

時間も気になるところで、議事進行を含めて、ちょっと議長と各議員さんをお願いをしたいと思っております。議事進行ですから、質問時間から切っとなってくれたらありがたいんです。まず、わずらわしいかどうかということについて答弁がありました。休憩にして、どうかということを検討してもらいたい。なぜかということ、もういっぺん答弁を求めたいんです。先だって、議員の勉強会があった時に、そういう言葉を私は耳にしました。山崎副管理者に対して、議長あるいは津山市の議長がたまたま組合の議員ですから、その方々を入れて、何があったのか、よく山崎管理者に耳に入れてもろうて、もういっぺん答弁してもらいたいんです。その協議をしてほしいということで、休憩したらと思えます。

もう一つは、私は、契約事項については継続すべきじゃないかと思っております。そのことが当局者としてどうか、あるいは議会としてどうかということを協議してもらいたいんです。元々、熱回収施設など、上物の契約と、土地造成そのものの、いわゆる下の契約

とは同時にすべき事項だったんです。従って、今日、全協に提案された12月末に行われる、最低限度そこまで継続審査にして色々検討してみる。これが一つの理由です。

もう一つは、土地代金のあり方についていくつか今日、論議しました。鑑定の結果が出された。そして、これからの成り行き次第によったら、元の地権者が「契約は白紙に戻そうや」と言われる可能性が、全くゼロではないという判断も管理者から示されたわけです。そして、幸か不幸か、全く別の事件ですけれども、アルネという津山市の重大出来ごとの判決が12月の末に出ます。これは、同じ弁護士で、同じ鑑定士で、同じ裁判長のもとでアルネの鑑定の結果の判決が出るんです。ということは、この新クリーンセンターを巡る鑑定の動向が、ほぼ99パーセント間違いなくわかるんです。それがわかってからでも、私は議決するべきじゃと思うんです。動向を見定めにいけんという意味合いで、その結果が出るまで、ちょっと様子を見るということも一つの課題です。

それと、大下副管理者からは「日立は大丈夫じゃ」というて答弁いただきましたが、そうは言うてみてもね、圏域と今、まさに結ぼうとする契約書。議決しようとする契約書の相手方です。怪文書ですから、あてになりませんが、12月の初めには国が一定の処分するかもしれんと書いとるわけで、この動向もやっぱり見てみる必要があるんじゃないかと思えます。そして、ほんまに、もういっぺん言いますが、土地代金が高すぎる。こういうことが判決で出る。工事をやりよう。どうなるんですか。ぶざまだな、これ。

そういう意味で言うたらね、もっと、もっと慎重であるべきで、これまあ、12月末とはちょっと違う論理になりますけど。そういうふうな、いろんなことを思えば、やっぱりここで思い切って、管理者の側あるいは議会の側も継続ということに踏み切る。この相談を、昼休みも含めて休憩していただいて、二つ、ぜひ、議事運営上相談していただきたい。そういう意味で、休憩の動議を出したいと思えます。

●議長（松本義隆氏）

はい、ただいま議事進行ということで、末永議員から休憩をとということが出ましたけれども、ちょっと暫時休憩をいたします。ちょっとこの場におってください。

[午後0時25分 休憩]

[午後0時40分 再開]

●議長（松本義隆氏）

休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

末永議員のご質問でありますけれども、先程の言葉の中に「わずらわしい」という言葉がありますけれども、そういうことは、つゆ思っておりませんし、真摯にお答えをしているということでありますので、ご理解を賜りたいと思えます。

●議長（松本義隆氏）

4番、末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

山崎さんの答弁をいただきました。経過を細かく言うとややこしくなるから省きますが、休憩前に言ったように、本当いうたら別室で、先だつての議員の勉強会で何が起こったのか、あなたによく理解してもらって、その時ではね、あんたもわずわらしいと思うとるとというような話も出たんですよ。出たんですよ。言うときます。

さて、どうしても継続ということでは、休憩して論議もできないようです。

私は少なくともね、さっき言った、繰り返しますが、鑑定の結果というのは管理者の見解を求めたいんですが、造成工事をしようる機械が立ちあがって、工事をしようる。土地代が高かったけん、払い戻せと言われる。とってもおかしい現象になると思うんですが、そのあたり、どう描かれますか。

それと、大下副管理者。国のことと日立造船の指名停止のことを言われました。津山市には影響ないと言われた。これは、私の勉強不足があるんだろうと思うんですけれども、津山市の、これ津山市のことでない組合じゃから違ういやあ違うけど、準じとると思わせとってください。あんた方も準じとる言よんじゃから。

契約の上で、津山市の契約規定の中で、入札時、すなわち平成24年において津山市が、日立が起こした傷害事件を知っていた。今、知つとると。そしたら、入札参加資格として選定できんようになるんじゃないかな。これ、津山市の規定から見てですよ。僕はそう思えて仕方がないですよ。知りえとつたわけじゃから、事故しとつたいうことは。知らなんだいうて今日言わにやいけんのかもしれんけど、それ嘘なんじゃ、知つとるんじゃ。死亡事故が起こったのが2010年12月、平成22年の方がわかりやすいかもしれん。そして、津山市の入札公告に入ったのが24年夏くらいからでしょう。津山市の規定をいろんなことを調べてみて、指名停止理由など等を含めて言えば、どうもね、契約の相手にすべきじゃなかったと思える条項がいくつか頭の中で、僕が勝手にですよ、頭の中で描けるんです。どう思われますか。

●議長（松本義隆氏）

大下副管理者。

△副管理者（大下順正氏）

入札を行った時点で、私共はその事実を承知してないわけですから、当然、入札はできると思います。入札した内容につきましては、適正に評価をして、その業者が適切であると判断したわけですから効力があると思います。で、後、現在においては処分が出てないわけですから、それは、私は現状点においては有効でございますし、今後においても、国の方も管区内という判断をされておりますから、我々としては直ちに、それが組合においても同様な処分を行うものではないというようには理解いたしております。以上です。

●議長（松本義隆氏）

4番、末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

ちょっと時間が延びますが、こらえてください。じゃあ議会が議決する今日、明らかに死亡事故があったということを知った。さっきの津山市の条例の裏返しですわ。

議会の責任をあなたに尋ねるんじゃないんですよ。議決させようとするあなた方の責任は問われませんか。

●議長（松本義隆氏）

大下副管理者。

△副管理者（大下順正氏）

これは、組合の裁量権の範囲というように判断いたしております。以上です。

●議長（松本義隆氏）

4番、末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

どうもね、納得できんいうことを言っておきます。で、管理者。一問一答のようになって恐縮ですが、さっきからずっと続いておる、元の地権者株式会社E N Aが、これからの雲行きですよ。さっき言ったように12月の25日だったですか6日だったですかアルネの判決が出る日です。ここでほぼ、4億2,000万で買ったのが7千700万と言ったのが、どういう判決になるか。全面返還命令になるか一部返還命令になるか、こういう傾向がわかると言っとんですよ。そういう時に、なんでこう急がにやいけんのなら。もし、その通りに出て、E N Aにあなた方がその気になって、支払命令が裁判所から言われたけんお金払うてくださいうて言うたら、ま、前管理者桑山さんは、ご承知のように参加被告になっておりますから、判決をもろに桑山さん個人も受けるようになるから、そうE N A、元の地権者とは違う立場があるのはわかりますが、元の地権者は自由なんです。そういう点で言えば。私は知りませんと。さっきもちょっと言いましたが、前管理者に5億円で買った土地を4億で売れ言われて仕方なしに売ったんじゃと。何を今さら、とぼけたことを言よんならと。もう、めんどくさいけん契約を白紙に戻そうと。この可能性はゼロではない言よんじゃから。そうでしょう。ゼロではないということがわかりながら、あくまで契約することを議決してくれという、これ、おかしいんじゃないか言よんですわ。どう考えてみてもおかしいですよ、そこは。どうするんですか。工事をしよって造成、まあ、造成がここで契約してないから言いませんわ。一応、上物の工事をしようると仮定せんか、ここで契約するんじゃから。そういう時に、土地代が高いけん払え言うたら、契約を白紙に戻そうやと言われたと。ほんまにぶざまなことにならないかな。それで、宮地さん、あなたは市長選挙の時に、そういうことをした前管理者桑山さんがやったことは間違うとる言うて。ま、いわば最大とまでは言いませんが、勝った原因の少なくとも私は、低めに見て5割以上そのことが作用したんだから、市長になれたと思うとんです。失礼ですが、乳幼児医療費の無料化問題も大事ですけども、これが決定的に市長選挙を左右したような課題じゃありません。やっぱり、新クリーン

センターの建設をどうするかが。しかも、市長選挙前に買った。高かった。これが大きな争点だったんですよ。そこを、あんた、しのいだんでしょ。答弁が出とりませんけれども、管理者と市長の立場は違やせんのです。市長になったからこそ管理者になれとるんです。これは間違うたらいけません。やや立場が違うんじゃないいうて、そんなことを言うから今の民主党さんのように、政治家に対して住民が、不信が出されるんじゃないんですか。民主党の例を挙げる必要はありません。宮地さんのことが気になるから、私はそれ、しつこう言よんですよ。きっちりと答弁して、ぜひ、管理者自ら、或いは休憩してでも副管理者と相談して、それこそええがな、わずらわしいけん。末永が言うばあするけん、延ばそうやと。ここで、わずらわしいでも言うてみられ。ええぐあいいくでな。どうですか。

●議長（松本義隆氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

実は今のお話でございますけれども、確かに先程申し上げましたように、弁護士に相談をしてみますと、そうしたリスクは必ずしもゼロではないということは、お聞きをいたしております。ただ、私自身は、何べんも言っておりますけれども、いわば公益を守ると、こういう立場にもございまして、平成 27 年の 12 月に完成・稼働と、こういうような目標もたっているところでございます。これからは、本当、弁護士とも相談をしなければなりませんけれども、そうした、どう言いますか、土地の売買契約の効力に影響が出ないようなですね、万全の措置と申しますか、そういったことしか今のところございませぬ。私が答弁できることは、ですから、いろいろと議員の方からの主張点については、私は重々理解をいたしておるつもりでございますけれども、今、そのことはストレートに、この私の意思表示が出来ないという側面もございしますのでね、ひとつ、そこについてはご理解をいただきたいなと、こういうふうに思っているところでございます。以上でございます。

●議長（松本義隆氏）

4 番、末永弘之君。

△4 番（末永弘之氏）

こうなってくると、いつも私の苦しい胸の内を理解してくれと、こういうことで終わるんです。これはやっぱり、ちょっとおかしいと思うんですよ。私が理解できるじゃないんです。事実関係がどこにあつて、どういうふうに流れて行って、どうすべきかという政治の舞台なんですよ、これはね。単純に私が理解したらええというものじゃないんです。皆さん方、「末永難しいことばあ言うてかなわんけん、そろそろ議決しようや」いうて言ようるけど。私の言ようることが難しいと思う方がどうかしとると私の方からは言いたいんです。大事なことを私は指摘して、大事なことを言ようと思つとんですよ。同じことばあ繰り返しようるんかもしれんけど。そりゃ、あなた方がきっちり

した答弁と対応ができんからこうなつとんですよ。ほんまに無茶なことを言うちやいけません。今、管理者も答弁がありましたように、とつても危険な橋を渡ろうとしとんです。ここで議決してしもうたら後帰りはできません。各議員さんにはっきりと約束してもらいたいんです。今、自治法で将来、損害賠償請求の責任が生じたときに、議決して議員には責任がない。こんなことになつとるからおかしいんです。しかし、当局は、議決してもらうたからやりますということを平然と述べます。そして裁判で負けたら、当局側だけが責任をとる。そんな、みょうちくりんなことになつとるから、議員が大事なことであろうと何であらうと、まあ、当局が言うように肅々と決めちやいやええがなつてなつてしもうとるんです。そこで、今回ここで、この契約を結ぶんならば、議決するんならば、将来、当局に損害賠償請求が生まれたときには、議会の議員がみんなで二割は責任取る。このくらいの条件を付けて、言うたがなじゃいけんのです。私らも条件を付けて責任を取りますという覚悟がいるし、それをやってから議決すべきなんです。「そりゃ知らんのじゃ」「面倒なけん、早よせにやいけんけん、議決さえしたらえんじゃ」と、こんなことばっかり繰り返しとるから全国が、失礼ですが、おかしげな議会になつてしもうとる。しいて言えば、これが議会に対する住民の批判。「議会やこういりやあせんがな」と言われる大きな要因のひとつなんです。胆に銘じてもらいたい。涙が私は出よんですよ。なんで私が言ようことが、面倒くそうてかなわんのならな。なんで私が質問することが、おかしいことを言よんならな。みんな真剣になって、180億からのお金を使う議決を腹を据えてやるためには、それぞれ責任があると言つとんですよ。これができんまま議決するということについては、ついでに反対討論もしときます。本来で言うたら、一つ一つ採決する言うて全協で聞いとりますけれども。一つ一つ言よつたら時間もかかるし、また、面倒ないうて叱られますから。

議案1号の歳入歳出の決算、領家で事業推進するということについては、今日、私はまったくできません。従って、この歳入歳出の決算に反対します。第2号 条例改正、改正じゃないんか、条例制定になるんかな。領家の1446と1411の1番地に建立するということを議決して、それでもって日立と契約すると。こういうことも認められませんかから反対。第3号の工事請負契約、これはもう今日ずっと論議しよう。ほんまにあんた方は危険な橋を渡ろうとしとんですよ。いろんな意味で。何でこれが軽々しく提案されてきて、軽々しく末永以外の者は質問もせず、多数決で議決が出来るんならな。だから、議決するんなら、間違いなく最低二割は議員がみんな平等に責任取ると。これを付して議決する。このくらいのことをやってください。そうせんと将来、ほんまに何が起こるかかわからない危険な橋渡しだと、このように申し上げて、一応質問と討論を終わります。私は三つに反対します。

△6番（西野修平氏）

関連。

●議長（松本義隆氏）

はい、関連質問。6番、西野修平君。

△6番（西野修平氏）

たくさん言いたいことはあるんですけど、まあ、申し合わせ通り、ひとつだけ確認させてください。総合評価方式の採点についてですね、点数の見直し、そこで、いろいろと両方でやり取りがありましたな。「ホルモン」が多かったのか、「さくら」が多かったのかというような牛鍋みたいな話がね、出とんですわ。どのような、このことについて捉え方をされて答弁されたんかな、ちょっとそれを聞きたい思ってますね。いっぱい聞きたいことあるんじゃないけど、この1点だけにしときます。

●議長（松本義隆氏）

河島次長。

△事務局（河島事務局次長）

失礼いたします。先程の答弁の関係でございますが、まずは、学識者全都清の学識者でございますが、こちらにつきましては、元々は横浜の市役所に勤務された方ございまして、当然、日立が全てではなくてですね、JFEであるとか三菱であるとか各種のそういった機械に熟知されております。当然、タクマにつきましても、同じように十分な熟知された技術を持たれております。そのうえでですね、先程の評価のことでございますが、それぞれの意見それを提案書、先程言いましたけども質問書、各委員さんから質問書をメーカーの方へ出してしておりますので、それを、それからでの回答、それからヒアリングの質疑、そういったものを踏まえまして疑義等があったところ、そういったところをそれぞれの委員さんが修正をかけられております。ですから、それによつての全般的な各1項目ずつについて点数を入れ直しをされてますので、全体を見まして、こちらの方、高い方が優先であるとか、こっちが低くとかいうようなところはないような形で評価を行わせていただいたということでございます。それによりまして、全体的には17項目ございますが、その中で2項目以外15項目については、それぞれの書き直しをされた委員がおられたということでございます。以上でございます。

●議長（松本義隆氏）

以上で通告による質問、質疑は終わりました。討論については、通告がございません。

これより採決に入りたいと思っておりますが、ただいま上程いたしております日程第3の案件については、それぞれ分割して採決をいたします。まず、議案第1号について採決いたします。お諮りいたします。本案を、原案のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

(賛成13名、反対1名)

●議長（松本義隆氏）

起立多数と認めます。よつて、議案第1号については、原案のとおり認定することに

決しました。次に、議案第2号について採決いたします。お諮りいたします。本案を、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

(賛成13名、反対1名)

●議長（松本義隆氏）

起立多数と認めます。よって、議案第2号については、原案のとおり可決することに決しました。次に、議案第3号について採決いたします。お諮りいたします。本案を、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

(賛成13名、反対1名)

●議長（松本義隆氏）

起立多数と認めます。よって、議案第3号については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第5 議案第4号上程

●議長（松本義隆氏）

それでは、日程第5に入り、議案第4号「情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について」を議題といたします。本案は本日提案され、お手元に配布のとおりであります。この際、管理者の提案理由の説明を求めます。

●議長（松本義隆氏）

宮地管理者、登壇。

△管理者（宮地昭範氏）[登壇]

それでは、ただいま上程されました議案第4号につきましてご説明を申し上げます。議案第4号「情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について」につきましては、津山圏域資源循環施設組合情報公開条例第2条において準用する、津山市情報公開条例第16条第1項の規定により、飯綱浩二氏、志水昇氏、築島尚氏、長谷川勝一氏、保田佳子氏の5名を選任いたしたく、同条例同条第3項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。委員をお願いする5名の方につきましては、ともに人格・見識とも高く、公正かつ的確な判断が求められる情報公開・個人情報保護審査会委員として適任であると考えております。なにとぞよろしくご審議の上、ご同意賜われますようお願い申し上げます。

●議長（松本義隆氏）

提案理由の説明は終わりました。お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

[承認 「異議なし」と呼ぶ者あり]

●議長（松本義隆氏）

ご異議ないものと認めます。これより、議案第4号について採決いたします。お諮りいたします。本案を、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

●議長（松本義隆氏）

起立全員と認めます。よって、議案第4号については、原案のとおり可決することに決しました。以上で、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。この際、管理者よりご挨拶がございます。宮地管理者、登壇。

△管理者（宮地昭範氏）[登壇]

本日は、大変ご多忙のところ組合議会定例会にご出席いただきまして、ただ今は提案した議案につきましてご議決を賜りまして、誠にありがとうございました。今後とも、新クリーンセンターの施設の完成に向けまして最大限の努力をする所存でございますので、議員の皆様方におかれましては、ご指導並びにご支援のほどを心よりお願い申し上げます。ご挨拶といたします。本日は大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

●議長（松本義隆氏）

これもちまして、平成24年11月津山圏域資源循環施設組合議会定例会を閉会いたします。本日は、大変ご苦労様でした。

午後1時03分 閉会

地方自治法123条2項の規定により、本会議の顛末をここに証するため、ここに署名する。

平成24年11月12日

議事録署名人 津山圏域資源循環施設組合議会 議長 松本義隆

津山圏域資源循環施設組合議会 議員 末永弘之

津山圏域資源循環施設組合議会 議員 井戸賢一

平成 24 年 11 月津山圏域資源循環施設組合議会定例会発言通告一覧表

平成 24 年 11 月 12 日

区 分	番目	氏 名	件 名	答弁者
議案質疑	1	末 永 弘 之	①施設建設のこれからのあり方 ②23 年決算と事業推進について ③工事請負について	管理者 副管理者 など